

申請手続きの流れ／浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付要綱

申請者	<p>事前相談</p> <p>交付申請の概ね1か月前までにはご相談ください。</p>	<p>補助が可能かどうか確認しますので、事前にご相談ください。 補助が可能な場合、交付申請書類も事前に確認します。</p>
	<p>交付申請</p> <p>【申請期間】 事業開始予定日の7日前までに申請してください。 (各年度1回限り)</p>	<p>次の書類を未来都市推進部にご提出ください。</p> <p>① 浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金交付申請書 ② 事業実施計画書 ③ 事業収入支出予算書 ④ 団体等活動状況報告書 ⑤ その他市長が必要と認める書類</p>
さいたま市	<p>審査・決定通知</p> <p>【処理期間】 概ね7日間</p>	<p>申請書類から、補助対象の妥当性や申請者が事業を実施した場合の効果、事業実現の可能性等を審査し、申請者に交付または不交付の決定を通知します。</p>
	<p>事業の実施</p> <p>【実施期間】 当該年度内に事業を実施していただきます。</p>	<p>申請決定内容のとおり事業を実施していただきます。 なお、申請内容に変更が生じる場合は、浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金変更・中止・廃止承認申請書の提出が必要となりますので、未来都市推進部にご相談ください。</p>
申請者	<p>実績報告書の提出</p> <p>【提出時期】 事業完了から1か月又は3月24日のいずれか早い日までに実績の報告をしてください。</p>	<p>次の書類を未来都市推進部にご提出ください。</p> <p>① 浦和美園～岩槻地域成長市民活動支援補助金実績報告書 ② 事業実施報告書 ③ 事業収入支出決算書 ④ 収入支出の明細書 ⑤ 領収書の写し ⑥ その他市長が必要と認める書類</p>
	<p>補助額の確定・請求</p> <p>【処理期間】 概ね7日間</p>	<p>実績報告書等の内容を審査のうえ補助金額を確定通知書により通知いたします。 ※事業を実施する前に補助金の概算交付を受けることもできます。</p>

※申請書類等については、個人情報等を除き、公開することがあります。

お問合せ先：さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部 TEL048-829-1871